

～保険料の金額や納期限のご確認を～

介護保険料納入通知書を送付します



65歳以上の方(第1号被保険者)は、介護保険料を納付することになりますが、その納め方は、**普通徴収**と**特別徴収**の2種類に分かれます。普通徴収の方には介護保険料納入通知書を、特別徴収の方には介護保険料特別徴収通知書を6月中旬に発送します。

普通徴収【第1期納期限は6月30日(木)です】

New

納入通知書に記載の金融機関で納付してください。
町税同様にコンビニ納付等が利用できます。

◆口座振替も利用できます◆

納付書で保険料を納付する方については、口座振替が利用できます。介護保険料の納付書、通帳、印鑑(通帳届出印)を用意し、取り扱い金融機関(ゆうちょ銀行と町内の金融機関のみ)で手続きをお願いします。
※口座振替の開始は、申し込み日の翌月からになります。

特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、各種公的年金(老齢・退職・障害・遺族年金)からの天引きとなりますので、金額をご確認ください。

普通徴収・特別徴収併用の方

年度の途中(6月・8月または10月)から特別徴収が開始される方には、1期または2期分までの介護保険料納入通知書(手払い用)を発送します。

保険料の軽減について

消費税の引き上げに伴う増収分を利用し、住民税非課税世帯の高齢者(介護保険料第1段階から第3段階)を対象に保険料が軽減されています。

所得段階	保険料の調整率	年額保険料
第1段階	基準額×0.3	17,600円
第2段階	基準額×0.5	29,400円
第3段階	基準額×0.7	41,100円
第4段階	基準額×0.9	52,900円
第5段階	基準額	58,800円
第6段階	基準額×1.2	70,500円
第7段階	基準額×1.3	76,400円
第8段階	基準額×1.5	88,200円
第9段階	基準額×1.7	99,900円

国民健康保険のお知らせ

【令和4年度の津別町国民健康保険税の税率が決定しました】

国民健康保険は、平成30年度の都道府県化により北海道と津別町が共同で運営しており、津別町が北海道に納める令和4年度分の国民健康保険事業費納付金を国民健康保険税で賄うこととされているため、津別町国民健康保険運営協議会の審議を経て次のとおり税率を改定しましたのでお知らせします。

＜令和4年度津別町国民健康保険税の税率一覧表＞

区分	所得割率	均等割額	平等割額	課税限度額
	前年所得課税 総所得金額	加入者 1人につき	加入世帯 1世帯につき	1世帯あたりの 年間最高納付額
医療保険分	(新)7.1%	(新)29,900円	(新)20,100円	(新)650,000円
	(旧)7.0%	(旧)27,900円	(旧)18,900円	(旧)630,000円
後期高齢者支援金分	(新)2.4%	(新)9,800円	(新)6,600円	(新)200,000円
	(旧)2.5%	(旧)9,400円	(旧)6,400円	(旧)190,000円
介護保険分 (40～64歳の方のみ)	(新)2.5%	(新)9,800円	(新)4,900円	170,000円
	(旧)1.8%	(旧)8,600円	(旧)4,400円	(変更なし)

【国民健康保険税の軽減判定所得】※昨年度と変更なし

7割軽減	5割軽減	2割軽減
世帯の総所得金額が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下	世帯の総所得金額が43万円 + (国保等加入者数)×28.5万円+10 万円×(給与所得者等の数-1)以下	世帯の総所得金額が43万円 + (国保等加入者数)×52万円+10 万円×(給与所得者等の数-1)以下

※「給与所得者等」とは、一定の給与所得者、公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の支給を受ける方を言います。
※「加入者数」とは、同一世帯に属する国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含みます。

【国民健康保険税の平均額(均等割額および平等割額の軽減後の賦課額)】

	令和3年度	令和4年度	増減額	比較
1人当り賦課額	138,025円	151,767円	13,742円	10.0%増
1世帯当り賦課額	226,492円	242,751円	16,259円	7.2%増

【モデル世帯での年間の国民健康保険税の比較】

	世帯	世帯の合計所得	軽減 判定	年間の国民健康保険税額		増減額(対前年比)
				令和3年度	令和4年度	
①	70歳の夫婦と子1人	193万円	2割	240,700円	247,700円	7,000円(2.9%)
②	65歳の夫婦と就労の子1人	1,185万円	なし	820,000円	850,000円	30,000円(3.7%)
③	55歳の夫婦と就労の子2人	730万円	なし	941,900円	1,000,200円	58,300円(6.2%)
④	40歳の夫婦と未就学児1人	125万円	5割	146,500円	140,800円	△5,700円(△3.9%)
⑤	35歳の夫婦と未就学児1人	505万円	なし	632,200円	653,100円	20,900円(3.3%)

問い合わせ先 国保係9番窓口 ☎77-8379

令和4年度新型コロナウイルス感染症による 介護保険料の減免について

令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等、一定の要件に該当する介護保険の第1号被保険者は、介護保険料が減免となります。

対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

1 保険料の減免の対象となる方

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方

2

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれる方

※主たる生計維持者とは、原則として世帯を主として維持する方で、保険料減免を受ける被保険者と同一世帯に属する方です。

※保険料が一部減免される具体的な要件は次のとおりです。

世帯の主たる生計維持者について

- 事業収入等のいずれかの収入が、令和3年に比べて3割以上減少する見込みであること
- 収入減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の収入の合計額が400万円以下であること

問い合わせ先 介護保険係5番窓口 ☎77-8382